

生活衛生課

〈生活衛生課〉

1	新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの周知徹底について	3
2	違法民泊対策の取組について	5
3	旅館業法の見直しに係る検討状況等について	7
4	出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について	8
5	クリーニング師研修等の受講の促進について	10
6	生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について	11
7	都道府県生活衛生営業指導センターについて	12
8	生活衛生同業組合活動推進月間の推進について	13
9	標準営業約款の周知について	14
10	生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について	15
11	原油価格高騰に対する対策について	16
12	転嫁円滑化施策パッケージについて	17
13	災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する 状況把握・報告の協力について	18
14	食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について	19
15	建築物衛生について	21
16	身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引について	24
17	新型コロナウイルス感染症への対応について	25
18	墓地等の経営許可の申請手続の簡素化について	27
19	墓地、埋葬等に関する法律第9条の適正な運用について	28

1 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインの周知徹底について

従前の経緯

- 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）において、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされている。
- 本提言を踏まえ、以下のとおり、生活衛生行政関係業種において、新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインが作成されている。

新型コロナウイルス感染拡大予防業種別ガイドラインの作成状況

業種	作成団体	改訂日
理容業	全国理容生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 15
美容業	全日本美容業生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 17
クリーニング所	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 1
ダストコントロール業	一般社団法人日本ダストコントロール協会	R3. 11. 12
浴場業（公衆浴場）	全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 12
宿泊施設	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会ほか	R3. 11. 22
映画館	全国興行生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 3
演芸場	全国興行生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 3
ライブハウス	一般社団法人ライブハウスコミッション NPO法人日本ライブハウス協会 日本音楽会場協会	R3. 12. 27
ライブレストラン	日本ライブレストラン協会	R3. 11. 15
外食業	一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会ほか （全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国麺類生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会）	R3. 11. 8
社交飲食業	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	R3. 12. 2
オーセンティックバー	一般財団法人カクテル文化振興会 一般社団法人日本バーテンダー協会 一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会	R3. 11. 12
氷雪販売業	全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 25
食肉販売業	全国食肉生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 12
食鳥肉販売業	全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会	R3. 11. 25
ビルメンテナンス業	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	R3. 10. 14

- また、厚生労働省においては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた業種別ガイドラインの再徹底について（依頼）」（令和2年7月15日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）等により関係団体宛、ガイドラインの周知徹底や遵守を依頼しているところ。

都道府県等に対する要請

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等においても、当該ガイドラインの周知徹底や遵守を管内の関係事業者に対して依頼していただきたい。

また、当該ガイドラインは適宜改訂されているため、最新の改訂版にて周知徹底や遵守が図られるよう、併せてご配慮いただきたい。

2 違法民泊対策の取組について

従前の経緯

- 住宅宿泊事業法・改正旅館業法施行前（平成30年3月末）と比べ、旅館業法違反のおそれがあると把握している事案は、令和3年3月末時点で1,078件と大幅に減少しているものの、依然として一定数存在している。

平成29年度改正旅館業法の施行状況 (旅館業法違反が疑われる事案への対応(違法民泊対策))

民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数: **18,427件**(令和3年12月13日時点) / 簡易宿所数: **37,308件**(令和2年3月31日時点)
- 特区民泊認定数: **3,384施設 9,492居室**(令和3年10月末時点)
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、令和3年3月末時点で**1,078件**であり、法施行前の平成30年3月末時点の7,993件よりは半数以下に**大幅減少**している。
- 令和3年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等95社の取扱件数の合計は**112,878件**で、前回(令和2年9月)調査から5,221件減少。

法施行後の主な取組

(地方自治体への対応)

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体へ発信(平成30年10月15日発信、令和2年10月12日更新)。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成し**、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体へ提供。
- 地方自治体の**違法民泊取締りの事例を収集**し、厚生労働省HPで紹介。
※東京都: 無許可営業施設への旅館業停止命令を令和元年10月25日に発信。⇒違法民泊疑い事案数は、1,006件(平成30年3月末時点)→4件(令和2年3月末時点)と大幅減。
※大阪市: 大阪府警や大阪府と連携し、違法民泊撲滅チーム(警察官OB30名等)を結成。⇒違法民泊疑い事案数は、3,277件(平成30年3月末時点)→24件(令和2年3月末時点)と大幅減。

(関係省庁間の連携)

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を定期的に開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んでいる。
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。第5回を令和2年12月18日に開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HP**には、**地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページ**を掲載し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに伝えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベース**を構築。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

(その他)

- 旅館業法の特例である「特区民泊」を実施する事業者に関して、欠格事由や立入検査、業務改善命令等の規定を整備した**改正国家戦略特別区域法**が**令和2年9月1日から施行**。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省においては、観光庁と連携の上、地方自治体の取締り対策に資するFAQの改訂等、順次必要な対策を実施しているところであるが、地方自治体の皆様におかれても、引き続き違法民泊の取締りの徹底をお願いしたい。
- 効果的な違法民泊対策等があれば、厚生労働省に情報提供いただきたい。また、違法民泊取締りの事例を厚生労働省HP中「旅館業のページ」に掲載しているため、適宜ご参照いただきたい。
- 違法民泊をなくすための啓発メッセージ(宿泊者向け、事業者向け)について、外国語訳(16カ国語)も含め作成し、厚生労働省HP中「旅館業のページ」に掲載している。外国人宿泊者等に対する説明等、観光部局とも連携して適宜ご活用いただきたい。

- 民泊制度運営システムの更新のため、都道府県等においては、毎月、旅館業法許可物件を厚生労働省あて報告いただいているところ。今後も同システム更新のため、新規追加・変更・削除があった物件については、毎月 15 日までに前月末の状況の報告をお願いしたい。

3 旅館業法の見直しに係る検討状況等について

従前の経緯

- 旅館業法については、前回の法改正施行後3年を目途として施行状況を検討することとされているが、この間、新型コロナウイルス感染症の拡大等を背景に旅館・ホテルの現場に即した柔軟な感染症対策が行えるように必要な措置を求める声や旅館業の事業承継手続の整備などの課題が生じていることを踏まえ、令和3年8月27日に「旅館業法の見直しに係る検討会」を立ち上げ、これまでに計6回開催しているところ。
- 具体的な検討課題としては、法改正後の施行状況の点検、旅館業法第5条（宿泊拒否の制限）、第6条（宿泊者名簿）等となっている。

※ 「旅館業法の見直しに係る検討会」HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/ryokangyohou-kentoukai_00001.html

都道府県等に対する要請

- 現在も本検討会で検討審議を進めているが、都道府県等における旅館業法に係る実務（旅館・ホテルの衛生指導、旅館業の事業承継手続等）に関する見直しを行うことが見込まれることから、検討会での検討状況を注視していただくようお願いしたい。

4 出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について

従前の経緯

- 出張理容・出張美容の衛生を確保等するため、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成19年10月4日付け健発第1004002号厚生労働省健康局長通知）。（以下「要領」という。）をお示ししているところ。
- 高齢化により、今後も出張理容・出張美容に対する需要の増加が見込まれることを踏まえ、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について（再周知）」（令和元年10月16日付け薬生衛発1016第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、要領の再周知等を依頼したところ。
- また、「出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況等について（情報提供）」（令和3年12月27日付け薬生衛発1227第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を発出し、条例等の制定状況について情報提供を行った。

都道府県等に対する要請

- 出張理容・出張美容の衛生を確保するため、出張理容・出張美容の実施主体に対し、要領について改めて周知徹底いただきたい。
- 出張理容・出張美容を行う者に対する衛生の確保のための指導等は、必要に応じて条例や要綱等を制定するなどにより行われたい。
- 令和2年度第7回規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)において、出張理容・出張美容業務の申請の簡素化が求められていることから、条例や要綱等を制定する際には、許可申請等の事業者に提出を求める書類について改めて精査していただきたい。また、既に制定している自治体におかれては、この趣旨を踏まえ、必要な検討を行っていただきたい。
- 出張理容・出張美容の実施主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外が出張理容・出張美容を行う場合において、要領に基づく衛生措置が確保されるよう、ホームページ等により出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、必要に応じて営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例や要綱等を制定するなどにより、衛生の確保のための指導に遺漏なきを期されたい。
- 各自治体の出張理容・出張美容に関する条例等の制定状況を参考資料とし

て配布しているので、対応を検討する際に参考とされたい。

5 クリーニング師研修等の受講の促進について

従前の経緯

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習については、クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）に基づき、「3 年を超えない期間ごとに」研修等を受けることとされているが、受講率は例年低い水準となっている。
- 「クリーニング師試験及びクリーニング師研修等に係る新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のための対応等について」（令和 2 年 6 月 10 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）において、感染拡大防止等を図りつつ、研修等が適切に実施されるよう対応を依頼しているところ。

都道府県に対する要請

- 研修等の受講率を向上させるために、受講勧奨を行う中心的役割を担う都道府県指導センターに対し、クリーニング師に関する名簿情報（登録番号、氏名、住所）等の提供をお願いする。
また、当該情報については、各年度末、若しくは年度当初にご提供いただきたい。
なお、情報提供に関し、個人情報との関係条例等の適用にあたっては本事業の趣旨、目的並びに情報を管理する法人等の特性について十分斟酌の上、特段の御配慮をお願いする。
- 既に情報提供についてご対応いただいている都道府県におかれては、ご提供いただく名簿情報と実態に乖離が生じている場合もあることから、クリーニング所の廃止、クリーニング師の死亡に伴う免許の返納等を適切に名簿に反映されるようお願いする。
- クリーニング師研修等の受講について、営業者等に対する周知を徹底すること等により、研修の適正な実施をお願いする。
- 「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の受講促進について」（平成 31 年 2 月 28 日付け薬生衛 0228 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）において、第 2 型研修及び講習の活用も積極的に進めることを求めているところであり、特に新型コロナウイルス感染症の流行を抑えるため人との接触を減らす工夫が求められていることから、引き続き対応を願いたい。なお、先述のとおり、3 年を超えない期間ごとの受講が求められているが、研修等が中止となった場合等のやむを得ない事由がある場合は一定の猶予を与えることとして差し支えない。

6 生活衛生関係営業における生産性向上推進事業について

従前の経緯

- 生産性向上については、政府全体で取り組んでいるところだが、生活衛生関係営業は特に労働生産性が低いとの指摘がなされていることから、厚生労働省において、平成30年度より委託事業として、ガイドライン・マニュアルを使用した生産性向上推進事業を実施してきたところ。
- 加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響の長期化は、生活衛生関係営業者にも深刻な影響と経営難を及ぼしており、経営難に対応するため、生活衛生関係営業者の生産性向上は従前にも増して課題となっていることから、令和2年度第3次補正予算でも、新型コロナウイルス感染症後の「新しい生活様式」にも適応するよう、新たなガイドライン・マニュアルの策定を行う等、生活衛生関係営業者への支援について予算措置しているところである。
- さらに、令和3年度補正予算では、生活衛生関係営業者を対象にデジタル化への理解と推進を図るための事業（都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員や中小企業診断士等をコンサルタントとして先進的事例を体験するための研修や、地域における相談員を育成するモデル事業）を実施することとしている。

都道府県等に対する要請

- 本事業については、令和4年度も引き続き実施予定であり、委託事業者と都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員等で連携して取組を進めることも想定されることから、ご承知おき頂くとともに、引き続きご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

7 都道府県生活衛生営業指導センターについて

従前の経緯

- 都道府県生活衛生営業指導センター（以下、「都道府県生衛指導センター」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき、都道府県の生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上等を目的として都道府県知事から指定される財団法人であり、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持向上や経営相談・指導等において、重要な役割を担っている。
- とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、依然として厳しい状況下にある生活衛生営業業者への衛生指導や経営相談・支援へのニーズは高く、これまでの生活衛生関係業界における新型コロナウイルス感染症対策にも大きく貢献してきている。

都道府県に対する要請

- 新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、生活衛生関係営業者の経営環境等が厳しさを増す中、都道府県生衛指導センターの果たす役割と期待は一層高いものとなっていることに鑑み、都道府県におかれては、引き続き都道府県生衛指導センターで適切な活動が図られるよう、充実した支援と管下生衛組合との一層の連携を図り、生活衛生対策に資するよう、よろしく願いしたい。

8 生活衛生同業組合活動推進月間の推進について

従前の経緯

- 生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために設立された組織であり、衛生施設の維持・改善向上・経営の健全化に向けて組合員を指導する役割を担っていることから、生衛組合を通じた同業者のネットワークは、衛生行政の推進における重要な基盤となっている。
- 近年、生衛組合に対する意識の希薄化、組織基盤の脆弱化も否めない状況にあることから、平成23年度より生活衛生課長通知を発出し、生衛組合の活動に関して配慮をお願いしている。
- こうした中、より一層、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、平成26年度より毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」という。）として定め、全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開している。

今後の取組

- 月間の事業活動目標については、①衛生基準の遵守に向けた生衛業者の自主点検活動等の衛生活動の推進、②生衛組合に関する広報・啓発の推進、③生衛組合を中心としたネットワークの拡充、④若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動の活性化、⑤営業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の推進の5項目を重点活動項目とした取組を実施しており、内容については随時見直しを行っていく予定である。

都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位のご協力により、令和3年度の月間の活動が行われたことについて感謝申し上げますとともに、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする組合未加入の事業者に対して生衛組合に関する情報提供を行うとともに、生衛組合に対する情報提供及び周知広報へのご配慮をお願いする。

9 標準営業約款の周知について

従前の経緯

- 標準営業約款制度は、国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が営業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便性を図ることを目的に、(公財)全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の指定する業種について、当該業種ごとに、厚生労働大臣の認可を受けて、営業方法又は取引条件等を設定することとされている。現在、クリーニング業(昭和58年3月26日認可)、理容業(昭和59年10月18日認可)、美容業(昭和59年10月18日認可)、めん類飲食店営業(平成17年1月21日認可)及び一般飲食店営業(平成17年1月21日認可)の5業種が設定されている。
- 全国・都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」(以下「促進月間」という。)として定め、関係機関及び関係団体の連携のもとに、制度の普及・啓発等を行っている。また、生活衛生課長通知を発出し、本制度の普及・啓発に関して協力をお願いしている。

今後の取組

- 促進月間については今後も継続していく予定である。

都道府県等に対する要請

- 各都道府県の関係各位のご協力により、令和3年度の促進月間の活動が行われたことについて感謝申し上げるとともに、標準営業約款の登録店舗数が減少傾向にあること等を踏まえ、引き続き、営業者に対する登録促進及び利用者に対する標準営業約款制度の周知について、改めてご協力をお願いする。

10 生活衛生同業組合の振興計画の認定事務について

従前の経緯

- 各生衛組合が策定する振興計画の認定について、令和3～4年度にかけて、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業、飲食店営業（すし店）、飲食店営業（めん類）の振興指針の改正作業を進めている。
- 振興計画の認定等については、「生活衛生関係営業の認定等の取扱いについて」（平成27年3月31日健衛発0331第12号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）（以下「通知」という。）に基づき実施いただいている。

今後の取組

- 令和3～4年度については、飲食店営業（すし店）、飲食店営業（めん類）、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業、及び社交業）及び喫茶店営業の3指針の振興指針の見直しを行う予定である。

都道府県等に対する要請

- 振興指針見直しの告示後、各組合において振興計画の変更認定申請を行うこととなるが、都道府県担当部局においても、変更認定申請等が円滑に行われるよう、貴管下生衛組合に対する適切な指導方よろしく願います。
- 営業の振興の目標が令和3年度末までとなっている飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業については、振興計画を1年延長するための変更認定申請等が令和3年度中に行われるよう、貴管下生活衛生同業組合に対する適切な指導方よろしく願います。
- 各組合においては事業年度経過後3ヶ月以内に振興計画の実施状況についての報告書を提出することとなっている。飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業については、振興計画が一時的に6年となるため、令和3年度の報告書として通知の様式第3に加え様式第4を提出することとなるが、各都道府県担当部局においても、報告書の提出が円滑に行われるよう、併せて適切な指導方よろしく願います。

1 1 原油価格高騰に対する対策について

従前の経緯

○コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増、一部産油国の生産停滞やロシアによるウクライナ侵略などによる原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は13年ぶりの高値水準に達している。原油価格の更なる急騰に備えるため、令和4年3月4日に「原油価格高騰に対する緊急対策」をとりまとめた。

今後の取組

- クリーニング業をはじめとした生活衛生関係業者における原油等の価格上昇分の転嫁等を利用者に対してポスター等により周知を行う。
- 生活衛生関係業者について、専門家による支援や補助金等を活用するための助言等を行う。

都道府県等に対する要請

- ポスターを公表した際には、各都道府県担当部局においても周知について、ご協力をお願いする。
- (公財) 全国生活衛生営業指導センターに対し、令和4年3月4日に事務連絡を発出し、原油高に関する相談があった場合には積極的な相談支援等に努めていただきたい旨、協力をお願いしている。各都道府県担当部局においても、積極的な相談支援等が円滑に行われるよう、ご協力をお願いする。
- また、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められている公衆浴場については、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」(昭和56年6月9日法律第68号)第6条において、公衆浴場についてその確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとされており、引き続き御協力をお願いする。

1 2 転嫁円滑化施策パッケージについて

従前の経緯

○中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、生産性向上に取り組む中小企業を事業再構築補助金等により支援していくことに併せて、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できることは重要である。今般令和3年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」をとりまとめた。

今後の取組

- 取引事業者全体のパートナーシップにより、適正な転嫁を進める環境整備を図るため、春闘に向けた期間である毎年1月から3月を「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定めている。
- 「集中取組期間」の取組の一環として、中小企業庁において9月と3月に「価格交渉促進月間」を設定し、発注側企業と受注側企業の価格交渉を促進していく。

都道府県等に対する要請

- 本転嫁円滑化施策パッケージは、生活衛生関係営業者が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁するために資するものであることから内容について御了知いただくようお願いする。
- また、本パッケージにおいては、「ビルメンテナンス等の公共調達において、公共工事設計労務単価制度を参考に、標準単価を設定する」とされていることから、建築保全業務労務単価及び建築保全業務積算基準を用いて、予定価格を積算すること等を求めている「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」に基づき、引き続き、適切な対応をお願いする。

1 3 災害に係る被災者への支援体制の整備及び災害発生時の生活衛生関係に関する状況把握・報告の協力について

従前の経緯

- 近年、震災や水害等、広域な大規模災害が頻発しており、令和3年度も昨年7月には静岡県において土石流や、8月には長野県等における大雨による災害などが発生している。
- 現在、被災自治体に対して災害発生時には、災害に係る被災者等の要援護者への緊急対応について必要に応じて生衛組合との連絡調整の依頼、火葬場や生活衛生関係業者の被害状況の把握及び当課への報告についてお願いをしている。

今後の取組

- 昨年度と同様、災害発生時において、被災自治体への支援のための協力依頼を生活衛生同業組合連合会に行う予定であり、必要に応じて被災自治体との連絡調整を行う。
- また、災害発生時に被災自治体に対し、火葬場や生活衛生関係業者に関する被害状況の把握及び当課への報告をお願いする。

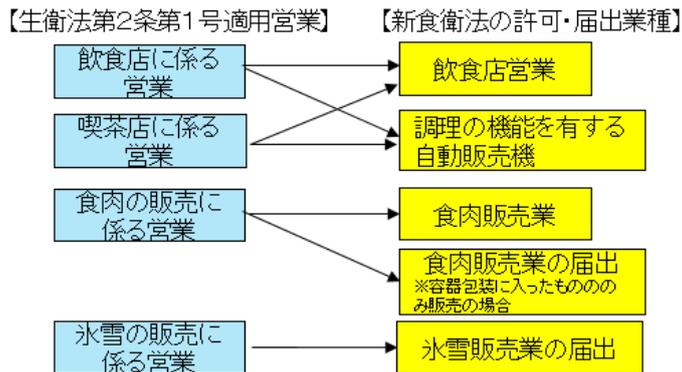
都道府県等に対する要請

- 災害発生時に円滑に入浴支援や宿泊支援などを行うため、平時から管内市区町村、関係機関、関係部局等と連絡調整し、支援の実施手順や災害救助法適用時の事務手順等の確認をお願いする。
- 災害発生時に被災自治体に対し、火葬場や生活衛生関係業者に関する被害状況の把握及び当課への報告をお願いする。

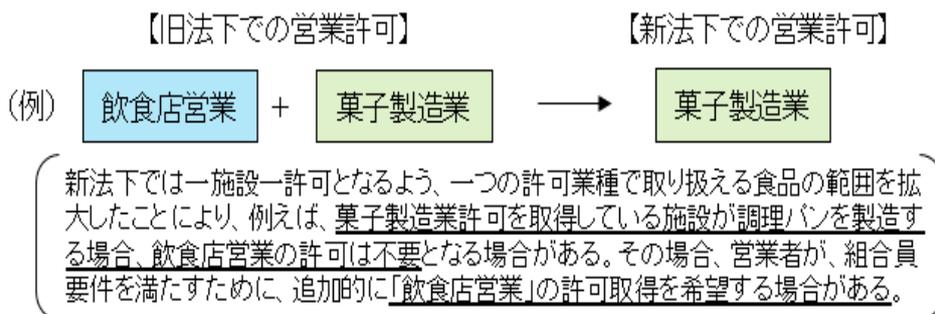
1.4 食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について

従前の経緯

- 昨年6月1日の食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の完全施行と併せて行われた営業許可業種の再編により、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第2条第1号に規定する営業と食品衛生法令における営業許可・届出業種との関係について、以下の図のとおりとなった。



- また、営業許可業種の再編により、一部の営業許可業種で、可能な営業の範囲が拡大された。このことから、食品衛生法等の一部を改正する法律の完全施行後に営業許可を取得した場合、これまで複数の営業許可が必要とされた営業について、「一施設一許可の原則」に基づき、1種類の許可で営業が可能となる場合がある。
- 他方、生衛法では、生活衛生同業組合員の要件として、第2条第1号に「飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの又は同法第57条第1項の規定による届出をして営むもの」（以下「組合員要件」という。）と規定されており、営業者によっては、食品衛生法における「一施設一許可の原則」の観点からは不要であっても、生衛法の組合員要件を満たすために、食品衛生法における飲食店営業又は食肉販売業の許可の取得が必要となる場合がある。



都道府県等に対する要請

- 生衛法第2条第1号に規定する営業と食品衛生法令における許可・届出業種の関係について、御了知いただきたい。

- 食品衛生法の許可の申請者が営もうとしている営業が、組合員要件の業種の許可が不要な飲食店（生衛法第2条第1項第1号に規定される「喫茶店」を含む。）又は食肉販売に係る営業であっても、旧食品衛生法下において生衛法の適用対象であった営業を営もうとする者が引き続き組合員資格を有することを可能とするため、申請者が組合員要件を満たすことを目的として、追加的に飲食店営業又は食肉販売業の許可取得を希望し、営業施設が施設基準に合うと認められるときは、生衛法が生活衛生関係の営業の振興等を通じた衛生水準の向上を趣旨とすることを踏まえ、食品衛生法第55条第2項の規定に基づき、対応いただくようお願いしたい（令和3年7月16日付事務連絡「食品衛生法における営業許可と生活衛生同業組合員の要件について」も参照。）。

15 建築物衛生について

(1) 建築物衛生法関係政省令の改正について

従前の経緯

- 特定建築物に関する厚生労働科学研究報告書や規制改革ホットラインに「ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきである。」という要望が提出されたこと等を踏まえ、令和2年12月～令和3年7月にかけて「建築物衛生管理に関する検討会」を開催し、建築物環境衛生管理基準の見直し及び建築物環境衛生管理技術者の兼任要件の緩和について報告書がまとまった。
- 本報告書を踏まえ、
 - ・ 国際基準等に基づき見直すことが適当とされた建築物環境衛生管理基準の一部を見直すこと
 - ・ ICTの進展等を踏まえ、管理技術者の選任に関する事項等について見直すこと等を内容とする建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第347号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第199号）が令和3年12月24日に公布され、令和4年4月1日より、施行されること。

今後の取組

- 建築物環境衛生管理技術者の選任に関する事項については、今後も特定建築物所有者等から多数の問い合わせが想定されること、厚生労働省では、Q&Aやリーフレットを作成する等により、改正内容の周知を行っていくこととしている。

都道府県等に対する要請

- 本改正政省令の施行に当たり、遺漏なき対応を御願いたい。

(2) 新たな外国人材受入（ビルクリーニング分野）について

従前の経緯

- 平成31年4月から、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材確保が困難な産業上の分野については、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みが構築され、ビルクリーニング分野においても、特定技能外国人の受入れが可能となった。
- ビルクリーニング分野においては、制度開始から令和5年度までの5年間で、最大37,000人を受け入れることを見込んでいる。感染症の拡大により令和2年度は国外試験が実施できなかったが、令和3年度は国内試験及びインドネシアにおいて国外試験を実施し、約600人が合格した。

今後の取組

- 令和4年度以降も、国内試験及び感染症の影響を考慮しつつ、試験実施環境が整った国において国外試験を実施し、特定技能外国人の受入れを進めていく。
- また、厚生労働省内に設置している「ビルクリーニング分野特定技能協議会」等において、特定技能制度の趣旨や優良事例の周知、大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討等について、引き続き協議することとしている。

都道府県等に対する要請

- 受入れ機関の要件の一つとして、建築物衛生法に基づく建築物清掃業等の登録を受けていることを求めていることから、特定技能外国人を受け入れるために、建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録について、新たに申請がなされることもありうるので、その際には、適切な審査方よろしく願います。
- 特定技能外国人等に係る問い合わせがなされた場合には、制度全般、入国・在留手続き等については、法務省（出入国在留管理庁及び地方出入国在留管理局）を、ビルクリーニング分野特有の事項（分野別運用方針、分野別運用方針に係る運用要領等）については、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課などをお問い合わせ先として御案内いただきたい。

(3) ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインについて

従前の経緯

- 令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正されたことを踏まえ、平成27年に策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を改正し、改めて各都道府県等に通知した（令和3年1月18日付け生食発0118第4号「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について）。
- 令和3年度には、本ガイドラインに従って発注関係事務が実施されているかについて、各省庁・各都道府県等に対し調査を実施したところ。

今後の取組

- 令和3年度に引き続き、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会との共催により、本改正ガイドラインに係るオンライン講習会を定期的を開催することとしている。

都道府県等に対する要請

- 都道府県、市町村の契約担当部署においては、発注者（建築物衛生法に規定される特定建築物を含む公共建築物の維持管理権原者）として、このガイドラインに留意いただくことでダンピング受注の排除等に取り組んでいただき、ビルメンテナンス業務の品質の向上（建築物の環境衛生の向上）につなげていただきたいと考えており、引き続き、御協力を御願います。
- 令和3年度の調査結果を踏まえ、必要に応じて、都道府県等に対して個別にヒアリングを実施することを検討しており、その際は、御協力をお願いする。
- 都道府県の建築物衛生法令の所管部署においては、契約担当部署並びに国の地方支分部局、特殊法人等の地方事務所、管内の市町村等から、本ガイドラインに基づく取組の実施に当たり、仕様書の作成、競争参加資格の設定、実施業者の業務履行状況の確認等の場面で、「建築物環境衛生管理基準」、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の都道府県知事登録制度」等について技術的な支援（情報提供等）が求められることもあるところ、適切に御助言いただくなどにより協力していただきたい。
- 上記の講習会については、ビルメンテナンス業務の発注関係事務に携わる方の積極的な受講をお願いする。

16 身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引について

従前の経緯

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）に基づき、昨年度、市町村長が行う火葬等に要した費用を遺留金等により充当する事務について、地方公共団体における事務の実態等の調査を実施した。

- また、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、
 - ・ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）が保管する遺留金銭等の取扱いについては、（中略）市町村が、相続財産管理制度（民法952条）又は弁済供託制度（民法494条）を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。
 - ・ 市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。
 - ・ 市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（墓地埋葬法9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条）については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。という方針が示された。

- 上記の調査結果及び対応方針を踏まえ、当省（医薬・生活衛生局生活衛生課及び社会・援護局保護課）及び法務省において、令和3年3月31日に、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」を策定し、地方公共団体宛に周知したところ。

都道府県等に対する要請

- 各自治体においては、本手引について、該当の事務が発生した際の参考にしていきたい。

17 新型コロナウイルス感染症への対応（火葬等関係）について

従前の経緯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（令和2年7月29日（第1版）厚生労働省、経済産業省）（以下「本ガイドライン」という。）について
- 令和2年7月に本ガイドラインを作成・発出し、その後、令和3年6月14日及び同年9月17日に2回再周知を行っているところ。
 - 本ガイドラインの周知に当たっては、
 - ・ 遺体においては飛沫感染のおそれはなく、また、接触感染についても、手指衛生を徹底し、本ガイドラインを踏まえた取扱いを行うことで、十分に感染のコントロールが可能であること
 - ・ 葬儀等においては、一般的な感染対策を行った上で、御遺族等のお気持ちに最大限寄り添った対応を行うことが求められていること
 - ・ 100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活することから、遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に関する感染対策は必要ないことをお示ししている。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により亡くなったことが疑われる方の火葬又は埋葬の許可に関する取扱いについて
- 新型コロナウイルス感染症により亡くなられたことが疑われる方の火葬又は埋葬の許可の取扱いについては、令和3年6月14日に事務連絡を発出し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第30条3項に基づく24時間以内の火葬又は埋葬の許可の判断に当たっては、死亡診断書のみならず、当該死亡診断書を作成した医療機関に対し当該患者の感染性の有無等について確認した上で判断することとなる旨周知しているところ。
- (3) オミクロン株の更なる流行に備えた事業継続方法の検討について
- 令和4年1月7日の基本的対処方針により、内閣官房から国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業について、業務継続計画の着実な実行を求められたことを受け、同年1月17日に「オミクロン株の更なる流行に備えた事業継続方法の検討について」（事務連絡）を発出し、火葬場において、更なるオミクロン株の流行があった場合にも事業の継続を図ることができるように、対応の検討を依頼した。
 - さらに、令和4年2月7日に、「オミクロン株の感染流行に対応した広域火葬計画の整備について」（事務連絡）を発出し、火葬場の事業継続の具体的な方法として、災害時のために自治体で策定されている「広域火葬計画」に則った形が考えられることを示したところ。

都道府県等に対する要請

- 火葬行政関連業務における新型コロナウイルス感染症への対応については、上記（１）から（３）の内容について、改めて御了知いただき、適切に対応されたい。
- 特に、
 - ・（１）については、未だに、御遺族等が御遺体に立ち会えずお見送りをすることができなかった、御遺骨等の拾骨をすることができなかったという声があること
 - ・（２）については、24時間以内の火葬又は埋葬の許可の判断について、個別にお問い合わせをいただくことが多々あることから、改めてご確認をお願いしたい。

1 8 墓地等の経営許可の申請手続の簡素化について

従前の経緯

- 墓地埋葬法第 10 条第 1 項の規定に基づき墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を経営しようとする者は、都道府県知事（市又は特別区にあつては市長又は区長。以下同じ。）の許可を得なければならないこととされている。
- 墓地等の経営の許可については、単に公衆衛生上の規制にとどまらず、墓地の永続性（安定的な経営・管理）の確保、利用者の多様なニーズへの対応など、利用者の利益の保護、広域的な需給のバランスの確保、周辺的生活環境との調和等の公共の福祉との調整が重要である。墓地の経営許可の行政権限は、こうした調整を図るために法律により与えられた権限であるが、これらの調整は、地域ごとの諸般の事情を総合的に勘案して判断するものであり、国において一律の基準を定めることが困難であるため、都道府県知事に広範な裁量を与えており、国において許可の基準や手続等は定めていない。
- このため、墓地等の経営の許可の基準や手続等については、引き続き、地方公共団体において、それぞれの事情を勘案して定めていただくものであるが、今般、令和 2 年度の規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）において、墓地・納骨堂の再建について手続の簡素化を求める御意見を頂いた。

都道府県等に対する要請

- 墓地等の経営の許可に当たっては、引き続き、経営許可の申請があつた墓地等について安定した運営ができるか否かを適切に審査していただく一方で、申請のあつた墓地等が既存の墓地等を再建するものである場合等であつて、既存の墓地等の状況等から、永続性・安定性、当該地域における墓地の需要等が推定できる場合については、個別の事情に応じて、当該墓地等の許可の申請に要する記載事項や添付書類について、経営の許可の判断に当たり真に必要なものに絞っていただくなど、申請者の手続の簡素化に資するよう柔軟な対応をお願いしたい。

19 墓地、埋葬等に関する法律第9条の適正な運用について

従前の経緯

- 墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項では「死体の埋葬又は火葬を行う者が不在とき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と規定されており、また、同法第1条では「この法律は・・・火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」と規定されている。
- これらの規定の趣旨からすれば、御遺体の尊厳に対する配慮を失することのないよう、身元不明の御遺体については、できるだけ早期に死亡地の自治体において相続人調査や御遺体の引取者の確認を行い、引取者が不在ことが確定した場合には、埋葬又は火葬を行う必要がある。
- 他方で、一部自治体では、引取者のない御遺体について、長期間にわたって埋葬又は火葬がなされず、葬儀業者に御遺体が保管されていたとの監査報告が公表されている。

都道府県等に対する要請

- 上記規定の趣旨に鑑み、改めて貴管内における墓地、埋葬等に関する法律第9条の運用状況を御確認いただくとともに、関係機関に対して一層の周知をいただくよう、お願いしたい（「墓地、埋葬等に関する法律第9条の適正な運用について」（令和4年2月28日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）参照）。